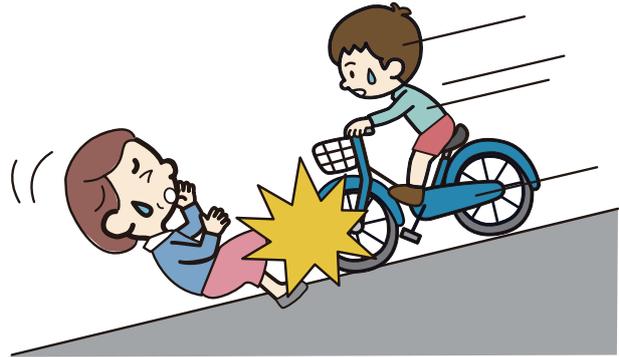


首都高速道路株式会社およびそのグループ会社の
役員・従業員および退職者の皆さまへ

団体傷害保険 (団体総合生活補償保険(標準型))

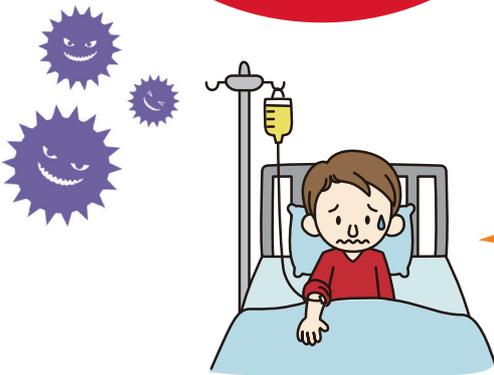
「さぽーとくん」のご案内

団体割引^(注)
15%
適用



新型コロナウイルス感染症等の
特定感染症を補償するプランが
オススメです! (P3・F3セット)

詳細はパンフレットをご覧ください。



(注) 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

- | | |
|-------------|---|
| ■ 保 険 期 間 | 令和4年1月1日午後4時から令和5年1月1日午後4時まで1年間 |
| ■ 申 込 締 切 日 | 役員・従業員の皆さま 令和3年11月16日(火)
退職者の皆さま 令和3年12月2日(木) |
| ■ 保険料のお支払い | 役員・従業員の皆さま 令和4年3月分給与より毎月引き去り
退職者の皆さま 令和4年3月に「ご指定金融機関口座」
より年払保険料をお引き落としします。
*集金代行会社はSMBCファイナンスサービス(株)が行います。 |
| ■ 加入申込票ご提出先 | 首都高速道路株式会社の皆さま
首都高技術株式会社の皆さま
首都高アソシエイト株式会社の皆さま
グループ会社の皆さま
退職者の皆さま |
- (一財)首都高速道路厚生会までご提出ください。
各会社福利厚生ご担当窓口までご提出ください。
同封の返信用封筒にてご返送ください。

ご不明な点は遠慮なくお問い合わせください。

団体傷害保険「さぽーとくん」 コールセンター 首都高係

03-3259-6681 受付時間 平日9時15分から17時まで

首都高速道路株式会社

15%

ご家族の方も、ご本人同様、**団体割引**を適用した保険料でご加入いただけます。

基本プラン

個人型と**家族型**をご用意しております。

<主な事故例>



お子様が学校でケガをした



エスカレーターで転んでケガをした



旅行先のホテルで火災にあいケガをした



スキーで骨折した など

<各セットの補償内容>

	傷害死亡・後遺障害	傷害入院・傷害手術・傷害通院	食中毒※	天災危険	特定感染症※	熱中症危険※
P1・F1セット	○	○	○	×	×	○
P2・F2セット	○	○	○	○	×	○
P3・F3セット	○	○	×	○	○	○
P9・F9セット	○	×	○	×	×	○

※熱中症危険、特定感染症危険、食中毒の補償内容の詳細は、パンフレット6~9ページをご覧ください。

おすすめ

海外も補償

交通事故やレジャー中のみにかぎらず、業務中・日常生活のさまざまなケガを補償します。

天災危険補償付

地震に対する備えはお済みですか？地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガを補償するセットも用意しています。(P2・P3・F2・F3セット)



オプションプラン

さらに**オプションプラン**でさまざまな事故を補償！

日常生活における賠償責任

<主な事故例> 示談交渉サービス^(※1)



ショッピング中に過って店の商品を壊してしまった



自転車走行中、歩行者と接触して歩行者にケガをさせた

海外も補償^(※2)

(※1) 示談交渉サービスは国内の事故のみ対象です。
(※2) 一部の補償は日本国内に限ります。

携行品の損害

<主な事故例>



ハンドバッグをひたされた



旅行中ビデオを落として壊してしまった

海外も補償

「携行品」は、本パンフレット9ページ【補償対象外となる主な「携行品」】欄を必ずご覧ください。

ホールインワン・アルバトロス費用の補償

<主な事故例>



ゴルフラウンド中にホールインワン・アルバトロスを達成して、祝賀会を開催した

国内のみ補償

オプションプランのみのご加入はできません。

お申込人となれる方

首都高速道路株式会社とそのグループ会社^(注1)の役員・従業員および退職者の方^(注2)に限ります。

(注1) 首都高トールサービス西東京(株)、首都高トールサービス東東京(株)、首都高トールサービス神奈川(株)、首都高パトロール(株)、首都高カー・サポート(株)、首都高技術(株)、首都高メンテナンス西東京(株)、首都高メンテナンス東東京(株)、首都高メンテナンス神奈川(株)、首都高電気メンテナンス(株)、首都高ETCメンテナンス(株)、首都高機械メンテナンス(株)、首都高アソシエイト(株)、首都高速道路サービス(株)、首都高保険サポート(株)、首都高パートナーズ(株)

以上16社がグループ会社に該当します。

(注2) 首都高速道路公団を退職された方を含みます。

被保険者となれる方

基本プラン

個人型

首都高速道路株式会社とそのグループ会社の役員・従業員・退職者(首都高速道路公団を退職された方を含みます。)およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。)が被保険者本人となれます。なお、被保険者本人として加入申込票の被保険者欄にご記名いただいた方だけが被保険者(補償の対象者)となります。

家族型

首都高速道路株式会社とそのグループ会社の役員・従業員・退職者(首都高速道路公団を退職された方を含みます。)およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹が被保険者(本人)となれます。なお、被保険者(補償の対象者)は加入申込票の被保険者欄にご記入いただいた被保険者(本人)およびそのご家族^(注)となります。

補償の対象となる方

オプションプラン

【日常生活賠償】 「個人型」・「家族型」ともに、被保険者本人およびご家族^(注)になります。

【携行品損害】 「個人型」は被保険者本人、「家族型」は被保険者本人およびご家族^(注)となります。

【ホールインワン・アルバトロス費用】 「個人型」・「家族型」ともに被保険者本人に限られます。

(注) 補償対象となるご家族の範囲の詳細は、本パンフレット10ページ1.(1)商品の仕組みをご覧ください。

お申込みの手続き

「団体総合生活補償保険加入申込票」の提出先につきましては、本パンフレット表紙をご覧ください。

①新規加入の場合

「団体総合生活補償保険加入申込票」に内容をご記入ください。
☆「ご署名」欄にご署名をお願いします。

②継続加入の場合

ご加入タイプの変更や引落とし口座の変更がない場合は、お手続きは一切不要です。(自動継続)

<自動継続の取扱いについて>

前年からお加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

③タイプなどを変更して、継続加入の場合

「団体総合生活補償保険加入申込票」の「セット名」欄の印字を二重線で抹消し、横に変更後の加入セットをご記入ください。
☆「ご署名」欄にご署名をお願いします。

④脱退の場合(継続しない)

「団体総合生活補償保険加入申込票」の「継続加入しない」に○を、「ご署名」欄にご署名をお願いします。

ご加入方法

個人型

加入申込票の被保険者欄に、ご記名いただいた方が被保険者(補償の対象者)となるプランです。

家族型

被保険者(本人)が記名すれば、ご家族全員(注)が被保険者(補償の対象者)となるプランです。首都高速道路株式会社とグループ会社の役員・従業員・退職者およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹から被保険者(本人)をお決めください。(注)ご家族の範囲は、10ページをご覧ください。

【基本プラン】
別紙保険金額・保険料表からお選びいただき、口数もご記入ください。

【オプションプラン】
別紙保険金額・保険料表から**ご希望のオプション**をお選びください。
※ご希望されない方は基本プランのみの加入となります。※オプションプランのみのご加入はできません。※オプションプランは1口のみご加入いただけます。

選んでいただいた【基本プラン】および【オプションプラン】とお名前、生年月日、ご職業等を加入申込票にご記入、ご署名ください。
退職者の方は、あわせて「預金口座振替申込書」にご記入・ご押印ください。
・口座の変更がない場合は、ご提出不要です。

加入申込票記入例

※消せるタイプのペンは使用しないでください。

■申込人氏名をカタカナでご記入いただき、その下に加入内容をご記入のうえ、申込人がご署名ください。

■生年月日、年齢、性別をご記入ください。年齢は保険始期日(令和4年1月1日)時点での満年齢をご記入ください。
■被保険者と団体との関係は加入申込票(右下)「◆団体との関係」より選んでご記入ください。
■加入申込票1枚目裏面の職種コード一覧をご参考に、職業名・職種名・職種コードをご記入ください。

STEP1 申込人情報と手続区分についてご確認のうえご記入ください。

STEP2 申込内容についてご確認のうえご記入ください。

STEP3 他の保険契約等、保険金請求歴がある場合は、こちらをご確認のうえご記入ください。

ご記入にあたって

R50 合計保険料 (一回分) 円

個人型ご希望の場合は、こちらの欄のセット名に○付けただくとともに口数をご記入ください。

家族型ご希望の場合は、こちらの欄のセット名に○付けただくとともに口数をご記入ください。

■日常生活賠償の被保険者(補償の対象者)は「個人型」の場合でも被保険者および家族となります。重複してご加入されないようご注意ください。

■手続区分は必ずお選びください。

■内容修正する際は二重線で抹消のうえ、正しい内容をご記入ください。

・申込票右下欄 パンフレットをご確認のうえ全被保険者(補償の対象となる方)分のご加入セットを合計して1回分の保険料をご記入ください。

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合（必ずお読みください）

※印を付した用語については、9ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

ご加入いただく保険の内容

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害 死亡保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	【傷害死亡・後遺障害保険金額の全額】 (注1) 傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金（特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。）がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ（【基本プラン】P2・P3・F2・F3セットには、天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかんときでも、頭（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかんときでも、誤嚥（えん）*によって発生した肺炎 ●別記（本パンフレット9ページ）の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。（P1、P2、P9、F1、F2、F9セットには食中毒補償特約がセットされているため、原則としてお支払いの対象となります。お支払いの条件については、食中毒補償特約（8ページ）をご確認ください。
傷害 後遺障害 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	【傷害死亡・後遺障害保険金額】 ×【約款所定の保険金支払割合（4%~100%）】 (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にお支払いした傷害後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金（特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。）がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	<家族型への変更に関する特約をセットする場合> 上記に追加される事由 ●別記（本パンフレット9ページ）の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ 上記から除外される事由 ●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ
傷害 入院保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。）	【傷害入院保険金日額】×【傷害入院の日数】 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
傷害 手術保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合	① 入院*中に受けた手術の場合 【傷害入院保険金日額】×【10】 ② ①以外の手術の場合 【傷害入院保険金日額】×【5】 (注) 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
傷害 通院保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靱（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	【傷害通院保険金日額】×【傷害通院の日数】 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院*に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

ご加入いただく保険の内容

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症による 後遺障害保険金 ★特定感染症危険 「後遺障害保険金、 入院保険金および 通院保険金」補償 特約	保険期間中に特定感染症*を発病*し、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	【傷害死亡・後遺障害保険金額】 ×【約款所定の保険金支払割合（4%~100%）】 (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、特定感染症*による後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が発病*の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、特定感染症*による後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にお支払いした傷害後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金または特定感染症*による後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金および特定感染症*による後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害死亡・後遺障害保険金および特定感染症*による後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症*の発病* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症*の発病* ●戦争、その他の変乱*、暴動による特定感染症*の発病*（テロ行為による特定感染症*の発病*は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症*の発病* ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症*の発病* ●傷害保険金をお支払いすべきケガ*による特定感染症* ●保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症*の発病*（ただし、この保険契約が特定感染症*を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。） など
特定感染症による 入院保険金 ★特定感染症危険 「後遺障害保険金、 入院保険金および 通院保険金」補償 特約	保険期間中に特定感染症*を発病*し、その直接の結果として、次のいずれかに該当した場合（以下、この状態を「感染症入院」といいます。） ① 入院*した場合 ② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第2項の規定による就業制限が課された場合	【傷害入院保険金日額】×【感染症入院の日数】 (注1) 特定感染症*を発病した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症入院*に対しては、特定感染症*による入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金または特定感染症*による入院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症*による入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症*を発病した場合は、特定感染症*による入院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3) 特定感染症*による入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
特定感染症による 通院保険金 ★特定感染症危険 「後遺障害保険金、 入院保険金および 通院保険金」補償 特約	保険期間中に特定感染症*を発病*し、その特定感染症*のため通院*された場合（以下、この状態を「感染症通院」といいます。）	【傷害通院保険金日額】×【感染症通院の日数】 (注1) 特定感染症*を発病した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症通院*に対しては、特定感染症*による通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金または特定感染症*による入院保険金をお支払いする期間中に通院*された場合は、特定感染症*による通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金または特定感染症*による通院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症*による通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症*を発病した場合は、特定感染症*による通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 特定感染症*による通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
日常生活賠償 保険金 ★日常生活 賠償特約	① 保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ② 日本国内において保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等*（*1）を運行不能*（*2）にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア 本人の居住の用に供される住宅*（*3）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 （*1）電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 （*2）正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 （*3）敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 【判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金】 - 【被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額】 - 【免責金額*（0円）】 (注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など

ご加入いただく保険の内容

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>携行品損害保険金</p> <p>★携行品損害補償特約</p> <p>☆新価保険特約 (携行品損害補償特約用) セット</p>	<p>保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品^(※1)に損害が発生した場合</p> <p>(※1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品^(※2)をいいます。ただし、別記(本パンフレット9ページ)の「補償対象外となる主な「携行品」」を除きます。</p> <p>(※2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。</p>	<p>損害の額</p> <p>ー 免責金額^(※1)(1回の事故につき3,000円)</p> <p>(注1) 損害の額は、再調達価額^(※1)によって定めず。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めず。なお、被害物の損傷を修繕する場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。</p> <p>(注2) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。</p> <p>(注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。</p> <p>(注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあり、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害</p> <p>●被保険者と同居する親族^(※1)の故意による損害</p> <p>●自動車等^(※1)の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用している運転中の事故による損害</p> <p>●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害</p> <p>●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害</p> <p>●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害</p> <p>●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的故障・機械的故障(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。</p> <p>●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。</p> <p>●携行品の置き忘れまたは紛失による損害</p> <p>●戦争、その他の変乱^(※1)・暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</p> <p>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</p> <p>●核燃料物質等の放射性^(※1)爆発性^(※1)による損害</p> <p>●別記(本パンフレット9ページ)の「補償対象外となる主な「携行品」」の損害</p> <p>など</p>
<p>ホールインワン・アルパトロス費用保険金</p> <p>★ホールインワン・アルパトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)</p>	<p>日本国内のゴルフ場^(※1)において被保険者が達成した次のホールインワン^(※1)またはアルパトロス^(※1)について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。</p> <p>①次のアおよびイの両方が目撃したホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>ア. 同伴競技者^(※1)</p> <p>イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ^(※1)等。具体的には次の方をいいます。)</p> <p>同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者 など</p> <p>(注)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルパトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>②達成証明資料^(※1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>なお、対象となるホールインワンまたはアルパトロスは、●アマチュアゴルフファーマーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルパトロスで、●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書^(※2)により証明できるものに限ります。</p> <p>(※1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルパトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。</p> <p>(※2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。</p> <p>(a) 同伴競技者</p> <p>(b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です)</p> <p>(c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</p> <p>(注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。</p>	<p>次の費用のうち実際に支出した額</p> <p>ア. 贈呈用記念品購入費用^(※1)</p> <p>イ. 祝賀会に要する費用</p> <p>ウ. ゴルフ場^(※1)に対する記念植樹費用</p> <p>エ. 同伴キャディ^(※1)に対する祝儀</p> <p>オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護^(※2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン^(※1)またはアルパトロス^(※1)を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。)</p> <p>(※1) 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含みます。</p> <p>(※2) 自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルパトロスごとにホールインワン・アルパトロス費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) ホールインワン・アルパトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルパトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。</p> <p>(注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあり、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p> <p>(注4) 保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。</p>	<p>●日本国外で達成したホールインワン^(※1)またはアルパトロス^(※1)</p> <p>●ゴルフ場^(※1)の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>●ゴルフ場の使用人^(※1)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>など</p> <p>(※)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。</p>

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 ^(※1) ・暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約 (P2、P3、F2、F3セット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ^(※1) のときも、傷害保険金をお支払いします。
家族型への変更に関する特約 (F1、F2、F3、F9セット)	被保険者の範囲を、本パンフレット10ページ「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。
熱中症危険補償特約 (全セット)	保険期間中の急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いします。
食中毒補償特約 (P1、P2、P9、F1、F2、F9セット)	細菌性食中毒およびウイルス性食中毒により被った身体の障害もケガ ^(※1) に含まれるものとして、傷害保険金をお支払いします。ただし、傷害死亡保険金については、約款所定の特定の時間帯または特定の場所にいる間(就業中(通勤途中を含みます。)、学校等の管理下中、旅行中(日帰りの国内旅行は含みません。)、団体の管理下中、行事参加中、施設内入場中)において細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の原因となった食物を摂取した場合に限りお支払いします。

※印の用語のご説明

- 「アルパトロス」とは、ホールインワン^(※1)以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシース、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをい)、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(※1)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
- (※)いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは、「事故が突発的で、被保険者によって過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状^(※1)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 - ①細菌性食中毒^(※2)
 - ②ウイルス性食中毒^(※2)
- (※1)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- (※2)食中毒補償(約款がセットされている場合は、お支払いの対象となります。ただし、傷害死亡保険金については、約款所定の条件に該当した特定の時間帯または特定の場所にいる間(就業中(通勤途中を含みます。)、学校等の管理下中、旅行中(日帰りの国内旅行は含みません。))、団体の管理下中、行事参加中、施設内入場中)において細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の原因となった食物を摂取した場合に限り傷害保険金をお支払いします。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
 - ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)
 - ・または脊柱
 - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)
 - ただし、長管骨を含めギプス等^(※1)の固定具を装着した場合に限り、
 - ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)
 - ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限り、
- 「後遺障害」とは、治療^(※1)の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの^(※1)を除きます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを含みます。
- 「ゴルフ場」とは、ホールインワン・アルパトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。
- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等^(※1)を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(※1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手の整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療^(※1)に該当する診療行為^(※2)
- (※1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
- (※2)②の診療行為は、治療^(※1)を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等^(※1)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者^(※1)および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術^(※1)を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、(をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師^(※1)が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療^(※1)を受けることをい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン^(※1)またはアルパトロス^(※1)を達成したゴルフ場^(※1)に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルパトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
- 「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン^(※1)またはアルパトロス^(※1)を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
- 「特定感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。
 - ① 1類感染症 ② 2類感染症 ③ 3類感染症 ④ 新型コロナウイルス感染症^(注1) ⑤ 指定感染症^(注2)
- (注1) 新型コロナウイルス感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定するものをい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、)であるものに限り、
- (注2) 指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第7条第1項の規定に基づき1類感染症、2類感染症または3類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り、
- 「入院」とは、自宅等での治療^(※1)が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師^(※1)の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なるない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。

【補償対象外となる運動等 / 補償対象外となる職業 / 補償対象外となる主な「携行品」】

補償対象外となる運動等
山岳登山 ^(※1) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 ^(※2) 操縦 ^(※3) 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 ^(※4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動
(※1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリング)を含みません。をいいます。
(※2) グライダーおよび飛行船は含みません。
(※3) 職務として操縦する場合は含みません。
(※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等を含み、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる職業
オートスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。))競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

補償対象外となる主な「携行品」
船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノートパソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、稿本(本などの原稿)・設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ

重要事項のご説明

契約概要のご説明 (団体総合生活補償保険(標準型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。被保険者の範囲によって契約プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

- 被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○：被保険者の対象 ー：被保険者の対象外)		
	本人 ^(※2)	配偶者	その他親族 ^(※3)
個人型	○	ー	ー
家族型 ^(※1)	○	○	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
日常生活賠償特約	(a)本人 ^(※2) (b)本人 ^(※2) の配偶者 (c)同居の親族(本人 ^(※2) またはその配偶者と同居の、本人 ^(※2) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人 ^(※2) またはその配偶者と別居の、本人 ^(※2) またはその配偶者の未婚の子) (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^(※4) 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	本人 ^(※2)

- (※1)家族型には「家族型への変更に関する特約」がセットされます。
 - (※2)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
 - (※3)家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。
 - ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
 - ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子
 - (※4)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
- (注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は本パンフレット「団体傷害保険「さぼーとくん」のご案内」(6～9ページ)のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額
本パンフレット「団体傷害保険「さぼーとくん」のご案内」(6～9ページ)をご参照ください。
- ②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
本パンフレット「団体傷害保険「さぼーとくん」のご案内」(6～9ページ)をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

本パンフレット「団体傷害保険「さぼーとくん」のご案内」(6～9ページ)をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2.(2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。また、お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、<別紙>保険金額・保険料表の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

本パンフレット「団体傷害保険「さぼーとくん」のご案内」(表紙)をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明 (団体総合生活補償保険(標準型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は首都高速道路株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者^(※)の「職業・職務」
(※)家族型の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。
- ②他の保険契約等^(※)に関する情報
(※)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①職業・職務を変更した場合
- ②新たに職業に就いた場合
- ③職業をやめた場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の<ご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>
下記以外の職業
<ご契約の引受範囲外>
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(※)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。
(※)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(※)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(※)を解約しなければなりません。
 - ①この保険契約^(※)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(※)の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(※)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

- また、①の場合、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
(注)家族型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa.またはb.いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb.によるものとします。
 - a.家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
 - b.この保険契約^(※)を解約すること。(※)保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

- 複数のご契約があるお客さまへ
次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。
(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象者となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険(標準型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険(標準型) ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	ゴルフアール保険 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、本パンフレット「団体傷害保険「さぼーとくん」のご案内」(表紙)記載の方法により払込みください。本パンフレット「団体傷害保険「さぼーとくん」のご案内」(表紙)記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

本パンフレット「団体傷害保険「さぼーとくん」のご案内」(6～9ページ)をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

- 次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
 - ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

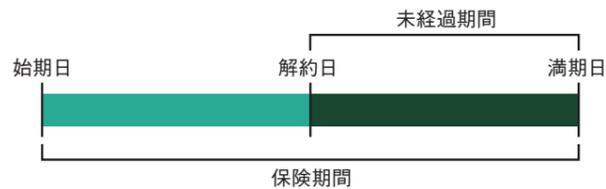
- (1) 保険料は、本パンフレット「団体傷害保険「さぼーとくん」のご案内」(表紙)記載の方法により払込みください。本パンフレット「団体傷害保険「さぼーとくん」のご案内」(表紙)記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いするが発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者(家族型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

- ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。
- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
 - ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

本パンフレット「団体傷害保険「さぼーとくん」のご案内」(13ページ)をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

本パンフレット「団体傷害保険「さぼーとくん」のご案内」(15ページ)をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】
 首都高保険サポート株式会社 TEL 03-3548-3121
 首都高内線 800-2567

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
 0120-632-277 (無料)
 電話受付時間：平日 9:00～19:00
 土日・祝日 9:00～17:00
 (年末年始は休業させていただきます。)

万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
 「三井住友海上事故受付センター」
 0120-258-189 (無料)
 事故はいち早く

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。

インターネット事故受付サービス
 「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから

※対応可能な事故は限定されています。
 詳細はWEB画面をご覧ください。



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
 (ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)) 0570-022-808

- ・受付時間(平日 9:15～17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます))
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
 (https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

●この保険は首都高速道路株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

●この保険は首都高速道路株式会社が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。
 グループ会社:首都高トールサービス西東京(株)、首都高トールサービス東東京(株)、首都高トールサービス神奈川(株)、首都高パトロール(株)、首都高カーサポート(株)、首都高技術(株)、首都高メンテナンス西東京(株)、首都高メンテナンス東東京(株)、首都高メンテナンス神奈川(株)、首都高電気メンテナンス(株)、首都高ETCメンテナンス(株)、首都高機械メンテナンス(株)、首都高アソシエイト(株)、首都高速道路サービス(株)、首都高保険サポート(株)、首都高パートナーズ(株)

●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
 ●お申込人となれる方は首都高速道路株式会社とそのグループ会社の役員・従業員および退職者の方(首都高速道路公団を退職された方を含みます。)に限ります。
 ●この保険で被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、首都高速道路株式会社とそのグループ会社の役員・従業員および退職者(首都高速道路公団を退職された方を含みます。)およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。)です。〔個人型〕
 (*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

●この保険で被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、首都高速道路株式会社とそのグループ会社の役員・従業員および退職者(首都高速道路公団を退職された方を含みます。)およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。〔家族型〕
 (*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

●<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>
 ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
 損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

●この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社)	引受割合	91.56%
損害保険ジャパン株式会社	引受割合	8.44%

●日常生活賠償保険金、携行品損害保険金、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

- 【ご提出いただく書類】
- 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
 - ・引受保険会社所定の保険金請求書
 - ・引受保険会社所定の同意書
 - ・事故原因・損害状況に関する資料
 - ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)
 - ・引受保険会社所定の診断書
 - ・診療状況申告書
 - ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
 - ・死亡診断書
 - ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
 - ・損害賠償の額および損害賠償請求権を確認する書類
 - ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

<示談交渉に関する注意事項>

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

<代理請求人について>

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となれる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

<保険金支払いの履行期>

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(**)を終えて保険金をお支払いします。(**)

(*)1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(*)2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*)3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

●ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点で**お客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。**万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。
「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
保険金額（ご契約金額）
保険期間（保険のご契約期間）
保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがなくご確認ください。
以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。
内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。
記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
* ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。
- または、事前に打ち出している内容に誤りがなくご確認いただきましたか？
- ・加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがなくご確認いただきましたか？
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
* ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。
上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ・「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。
 - ・この保険制度に新規加入される場合
 - ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など）
 - ・既にご加入されているがご継続されない場合

さぽーとくん よくあるご質問

Q. 基本プラン【家族型】の《被保険者（補償対象者）》に記載されている「ご家族」の範囲とは、どこまで該当しますか？

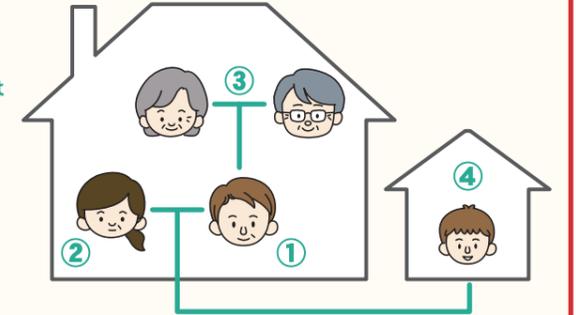
A. 「ご家族の範囲」は下記のとおりとなります。

家族型のご家族の範囲

被保険者(本人)(=ご本人を基準とした)以下①～④に該当する方

- ①被保険者(本人)
- ②被保険者(本人)の配偶者
- ③被保険者(本人)または配偶者と同居の親族
(同居の親族とは、被保険者(本人)または配偶者と同居の、本人または配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)
- ④被保険者(本人)または配偶者と別居の未婚の子
注)未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

なお、同居・別居の別および続柄はケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。



Q. オプションプランのみの加入はできますか？

A. いいえ、できません。基本プランに追加してご加入ください。

Q. 交通業務員・料金収受員の場合、加入申込票に記入する職種コードは何になりますか？

**A. 交通業務員の方は、職種コード「81」、
料金収受員の方は、職種コード「86」とご記入ください。**

Q. 事故発生時の手続きはどのようにすればよいでしょうか？

**A. 万一、事故によりケガをされた場合は代理店・扱者または
下記事故受付センターまでご連絡ください。**

**24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189（無料）**

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）または引受保険会社のホームページをご覧ください。

オプションプラン<賠償責任の補償>

自転車事故であっても死傷者を出す重大な事故は起こります。加害者となってしまった場合には、賠償額が数千万を超える高額になる場合もあります。



自転車保険の加入を義務づける自治体が増えています!

約9,520万円の賠償命令

男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となり約9,520万円の賠償を命じられた。

神戸地方裁判所 2013年7月4日判決

X1セット、A1セットなら

月々**140円**で
3億円まで補償!

X0セット、A0セットなら

月々**130円**で**1億円**まで補償!

※役員・従業員の方向への保険料です。

主な高額賠償事故例

	賠償命令額	判決	事故の概要
1	約9,300万円	2008年6月5日 (東京地裁)	男子高校生が車道を横断し、対向車線の自転車の男性と衝突。男性には後遺障害が残った。
2	約6,800万円	2003年9月30日 (東京地裁)	男性が下り坂をスピードを落とさず走行し、交差点で横断中の女性と衝突。女性は3日後に死亡した。
3	約5,400万円	2007年4月11日 (東京地裁)	男性が信号を無視して交差点に進入し、横断中の女性と衝突。女性は頭を打ち死亡した。

基本プラン<ケガの補償>

地震に対する備えはお済みですか?

1995年 兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災) M7.3

2003年 十勝沖地震 M8.0

2004年 新潟県中越地震 M6.8

2005年 福岡県西方沖を震源とする地震 M7.0

2007年 能登半島地震 M6.9

2008年 岩手・宮城内陸地震 M7.2

2011年 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災) M9.0

2016年 熊本地震 M7.3

2018年 大阪府北部を震源とする地震 M6.1 (出典:総務省消防庁消防白書 令和2年版)

<今後30年以内の発生確率>

相模トラフ沿いの地震 M7程度(M6.7~M7.3) ... いずれも **70%** 程度

南海トラフの地震 M8~M9クラス

(出典:地震調査研究推進本部「今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧(令和3年1月13日現在)」)

P2・P3セット(個人型)・F2・F3セット(家族型)では、

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償します!!

■ 代理店・扱者 ■

首都高グループのオフィシャル代理店



首都高保険サポート 株式会社

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-11-1 HSBCビルディング2階
電話 03-3548-3121 FAX03-3273-7230
首都高内線 800-2567

■ 引受保険会社 ■

三井住友海上火災保険株式会社<幹事会社>

公務第一部営業第三課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

電話 03-3259-6681 FAX03-3259-7213

損害保険ジャパン株式会社

営業開発部第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

電話 03-3349-3322 FAX03-6388-0155

<別紙> 役員・従業員の方向け 保険金額・保険料表

個人型

基本プランは個人型・家族型を合わせて最高3口までご加入いただけます。
ご希望に応じて口数をご検討ください。

新型コロナウイルス感染症を含む
特定感染症を補償するプラン(P3)が
オススメです!

【基本プラン】 (団体総合生活補償保険(標準型))

<1口あたりの保険金額・保険料>

セット名	保険金額			月払保険料
	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額	傷害通院保険金日額	
P1 食中毒補償型	100万円	3,000円	2,000円	870円
P2 食中毒 +天災危険補償型				920円
P3 特定感染症 +天災危険補償型				1,000円
P9 食中毒補償型	100万円	-	-	110円

- 傷害手術保険金は、入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍/左記以外の手術：同日額の5倍をお支払いします。(P1,P2,P3セットのみ)
- (注)基本プランには以下の特約がセットされています。
天災危険補償特約：P2・P3セット / 熱中症危険補償特約：全セット / 食中毒補償特約：P1・P2・P9セット / 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約：P3セット
※特約の補償内容の詳細は、パンフレット6~9ページをご覧ください。
- ・上記は職種別A「事務員、交通管理員、主婦、学生、無職等」の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- ・保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等(*)」と合計して次の金額以下となるようにご設定ください。
傷害死亡・後遺障害保険金額 2億円(15才未満の方は5,000万円)/傷害入院保険金日額 30,000円(15才未満の方は15,000円)/傷害通院保険金日額 10,000円
- (*)同種の危険を補償する他の保険契約等とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ・被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲は、パンフレット10ページをご覧ください。

おすすめ

<別紙> 役員・従業員の方向け 保険金額・保険料表

家族型

基本プランは個人型・家族型を合わせて最高3口までご加入いただけます。
ご希望に応じて口数をご検討ください。

新型コロナウイルス感染症を含む
特定感染症を補償するプラン(F3)が
オススメです!

【基本プラン】 (団体総合生活補償保険(標準型))

<1口あたりの保険金額・保険料>

セット名	保険金額			月払保険料
	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額	傷害通院保険金日額	
F1 食中毒補償型	100万円	3,000円	2,000円	3,030円
F2 食中毒 +天災危険補償型				3,220円
F3 特定感染症 +天災危険補償型				3,500円
F9 食中毒補償型	100万円	-	-	360円

- 傷害手術保険金は、入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍/左記以外の手術：同日額の5倍をお支払いします。(F1,F2,F3セットのみ)
- (注)基本プランには以下の特約がセットされています。
天災危険補償特約：F2・F3セット / 熱中症危険補償特約：全セット / 食中毒補償特約：F1・F2・F9セット / 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約：F3セット
※特約の補償内容の詳細は、パンフレット6~9ページをご覧ください。
- ・上記保険金額は、被保険者(ご本人、配偶者、ご家族)共通の保険金額です。
- ・上記は職種別A「事務員、交通管理員、主婦、学生、無職等」の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。(注)家族型の場合、記名被保険者本人の職種別とします。
- ・保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等(*)」と合計して次の金額以下となるようにご設定ください。
傷害死亡・後遺障害保険金額 2億円(15才未満の方は5,000万円)/傷害入院保険金日額 30,000円(15才未満の方は15,000円)/傷害通院保険金日額 10,000円
- (*)同種の危険を補償する他の保険契約等とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ・被保険者(補償の対象者)本人となれる方の範囲は、パンフレット10ページをご覧ください。

おすすめ

【オプションプラン】

<保険金額・保険料> *1口のみご加入いただけます。(オプションプランのみのご加入はできません。)

セット名	日常生活賠償 保険金額	携行品損害 保険金額 (免責金額3,000円)	ホールインワン・アルバトロス 費用保険金額	月払保険料
A0	1億円	-	-	130円
A1	3億円	-	-	140円
B1	-	10万円	-	70円
B2	-	20万円	-	110円
B3	-	30万円	-	170円
C1	-	-	10万円	100円
C2	-	-	30万円	290円
C3	-	-	50万円	490円

- ※オプションプランは日常生活賠償(A0,A1)、携行品損害(B1~B3)、ホールインワン・アルバトロス費用(C1~C3)からそれぞれの加入有無を決定ください。
- ※日常生活賠償に加入される場合は、A0,A1のうち1セットを選択ください。
- ※携行品損害に加入される場合は、B1~B3のうち1セットを選択ください。
- ※携行品損害の損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。通貨または乗車券等は5万円が限度となります。
- ※ホールインワン・アルバトロス費用に加入される場合は、C1~C3のうち1セットを選択ください。
- ※オプションプランのセットのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

・前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

【オプションプラン】

<保険金額・保険料> *1口のみご加入いただけます。(オプションプランのみのご加入はできません。)

セット名	日常生活賠償 保険金額	携行品損害 保険金額 (免責金額3,000円)	ホールインワン・アルバトロス 費用保険金額(注)	月払保険料
X0	1億円	-	-	130円
X1	3億円	-	-	140円
Y1	-	10万円	-	110円
Y2	-	20万円	-	160円
Y3	-	30万円	-	250円
Z1	-	-	10万円	100円
Z2	-	-	30万円	290円
Z3	-	-	50万円	490円

- ※オプションプランは日常生活賠償(X0,X1)、携行品損害(Y1~Y3)、ホールインワン・アルバトロス費用(Z1~Z3)からそれぞれの加入有無を決定ください。
- ※日常生活賠償に加入される場合は、X0,X1のうち1セットを選択ください。
- ※携行品損害に加入される場合は、Y1~Y3のうち1セットを選択ください。
- ※携行品損害の損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。通貨または乗車券等は5万円が限度となります。
- ※ホールインワン・アルバトロス費用に加入される場合は、Z1~Z3のうち1セットを選択ください。
- (注)ホールインワン・アルバトロス費用は、加入申込票の被保険者欄に記載の被保険者(本人)の方のみの補償となります。
- ※オプションプランのセットのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

- ・前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
- ・この別紙保険金額・保険料表は、団体傷害保険「さぼーとくん」の保険金額および保険料等を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。
- <代理店・扱者>首都高保険サポート株式会社(電話:03-3548-3121 首都高内線:800-2567)
- <引受保険会社(幹事会社)>三井住友海上火災保険株式会社 公務第一部営業第三課(電話:03-3259-6681)